

# 経済レビュー

## 中国のニューノーマルとなる環境保護政策への対応

### 【要旨】

- ◇ 中国政府は、第 11 次 5 カ年計画（2006～2010 年）以来、特定の環境汚染物質削減を必達目標に設定し、環境負荷型産業における小型・旧式生産設備の廃棄、汚染の原因となる廃棄物の処理能力の増強などを通じた目標達成という形で、環境改善を推進してきた。この結果、第 11 次 5 カ年計画に続き、現行の第 12 次 5 カ年計画（2011～2015 年）でも目標達成の可能性が高まっている。
- ◇ 5 カ年計画に基づく順調な環境汚染物質削減にもかかわらず、2013 年初頭には北京市を含む広範な地域で PM2.5 による大気汚染が発生し、中国における環境問題の深刻度を世界的に印象付ける結果となった。これを契機に、中国政府は環境対策を一段と強化し、大気汚染、水質汚染、それぞれに行動防止計画を策定し、環境保護法も環境意識を高める国民の声に沿った形に改正した。
- ◇ 環境対策強化の影響を強く受ける産業として自動車産業があげられる。政府は、環境基準を満たさない自動車の廃車のみならず、通常自動車に対しても、購入や通行に規制を加える一方、エコカーを優遇してシフトを促している。また、鉄鋼、セメント等 21 重点業種に対しては環境負荷が高い産業として旧式生産設備の淘汰を中心とする生産能力の抑制が進められている。
- ◇ 中国における環境対策の大幅な強化は、高成長期を終え、持続可能な安定成長への移行を目指す習近平政権下の中国のニューノーマル（新常态）の一つといえよう。環境政策は中国事業を左右するファクターとなっており、環境保護への取り組み強化によるコスト増は避けられない一方、環境ビジネスチャンスも急拡大していることになる。これに対して迅速な対応が不可欠のみならず、むしろ先取りするような形の環境配慮型経営が求められる時代に入ってきたといえよう。

中国では、すでに90年代から高成長に伴う環境の悪化が大きな問題となっていた。こうしたなか、政府は第11次5カ年計画（2006～2010年）から環境汚染物質の排出削減を必達目標として盛り込み、目標を達成するという形で環境改善に取り組み始めた。さらに、現行の第12次5カ年計画（2011～2015年）においては削減対象とする汚染物質の種類を増やし、総じてみれば、着実に削減を進めてきた。にもかかわらず、2013年初頭には北京を始めとする広範な地域で微小粒子状物質「PM2.5」による深刻な大気汚染が発生した。これを契機に、中国では環境対策が強化されるようになった。以下では、中国における環境汚染の実情と強化されている対策を概観しつつ、中国事業への影響を考察していきたい。

## 1. 5カ年計画に基づく環境改善

中国では第11次5カ年計画において初めて環境保護に関する必達目標が設定された。胡錦濤前政権が成長至上主義から持続可能な成長路線への転換を志向したことを反映したもので、大気汚染物質として二酸化硫黄、水質汚染物質として化学的酸素要求量<sup>(注1)</sup>（COD）が採用された。2005年比▲10%削減という目標は二酸化硫黄（同▲14.3%）、COD（同▲12.5%）ともに達成された（第1表）。

(注1) 化学的酸素要求量とは、水中の有機物を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、有機物による海水・湖沼の水質汚濁状況を図る代表的な指標。

第1表：5カ年計画における環境汚染物質削減目標と達成状況

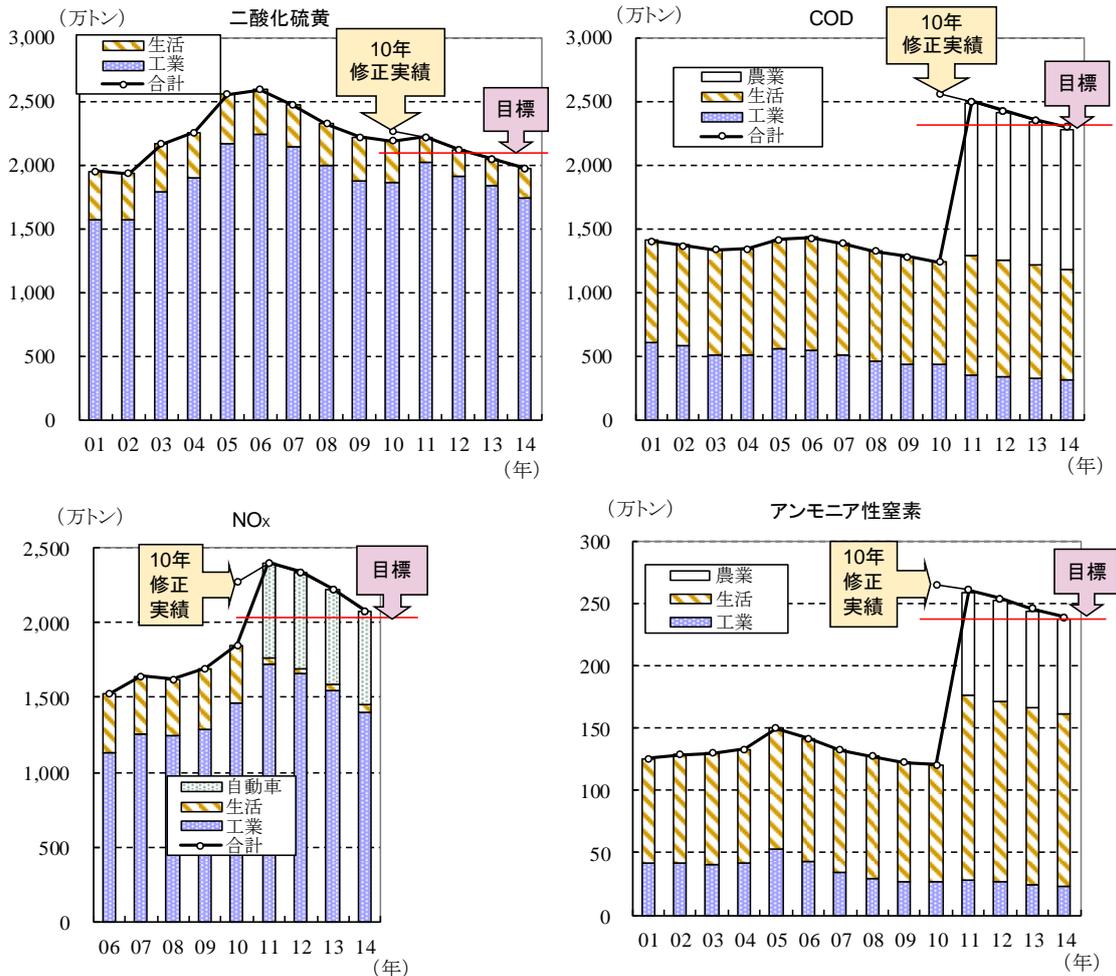
	2005年実績	第11次(2006～2010年)				第12次(2011～2015年)					
		2010年目標		2010年実績		2010年実績 (注)	2015年目標		2014年までの実績		
		削減率 (%)		削減率 (%)			削減率 (%)		削減率 (%)	目標達成状況	
二酸化硫黄(万吨)	2,549.4	2,295	▲10	2,185.1	▲14.3	2,267.8	2,086.4	▲8	1,974.4	▲12.9	達成済み
COD(万吨)	1,414.2	1,273	▲10	1,238.1	▲12.5	2,551.7	2,347.6	▲8	2,294.6	▲10.1	達成済み
NOx(万吨)	1,523.8(06年)	未設定	n.a.	1,852.4	21.6	2,273.6	2,046.2	▲10	2,078.0	▲8.6	未達
アンモニア性窒素(万吨)	149.8	未設定	n.a.	120.3	▲19.7	264.4	238.0	▲10	238.5	▲9.8	未達

(注) 汚染物質の排出源として、従来の工業、生活に加え、農業、自動車等を含めた統計変更の結果、変更前に比べ増加。

(資料)「第12次5カ年計画における省エネルギー・汚染物質排出削減に関する総合計画」、中国環境保護部統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

続いて、現行の第12次5カ年計画では、二酸化硫黄とCODの2010年比▲8%追加削減とともに、新たに、大気汚染物質としては窒素酸化物（NOx）、水質汚染物質としてはアンモニア性窒素が加わり、同▲10%の削減目標が設定された。なお、第12次5カ年計画からの統計変更により、排出源のカバー範囲が従来の工業、生活以外に広がった結果、COD、アンモニア性窒素は農業、NOxは自動車からの排出により、総排出量は大幅に上振れした（第1図）。それでも、第12次5カ年計画期も総じて汚染物質の削減は着実に進み、二酸化硫黄については2013年時点、CODについては2014年時点で目標を達成し、アンモニア性窒素についても2014年時点で2010年比▲9.8%とほぼ目標に近い水準に到達した。NOxについては2011年に前年比増加したが、その後は削減が進み、2014年には同▲8.6%と目標達成が見込める水準に漕ぎ着けた。

第1図：汚染物質排出量の推移



(資料) 中国環境保護部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

着実に削減が進んできた背景には、中央政府が削減目標を地方政府に配分し、業績評価の対象とすることで目標達成を促す行政的手法が有効に機能したと考えられている。第12次5カ年計画では主要な具体策として、①環境負荷型産業とみなす鉄鋼、セメント等21業種に対する小型・旧式の生産設備の廃棄、②汚染の原因となる廃棄物の処理能力の増強（水質面では排水処理設備建設、大気面では火力発電所や鉄鋼等重工業における脱硫・脱硝化の推進）——が掲げられており、地方政府はこれらを積み上げて課せられた目標を果たす責務を担っている。

省別の削減実績が明らかになっているのは2013年までであるが、NOxを除けば、総じて良好な進捗がみてとれる（第2表）。必然的に、各地方政府にとって2014年以降はNOx削減に向けた大気汚染防止策が中核に据えられているはずである。

第2表：第12次5カ年計画における地域別の環境目標と実績

		二酸化硫黄			NOx			COD			アンモニア性窒素		
		2015年目標(万トン)	2015年の目標削減率(2010年比、%)	2013年時点の達成率(%)									
東部	北京	9.0	▲13.4	122.0	17.4	▲12.3	130.2	18.3	▲8.7	123.6	2.0	▲10.1	103.5
	天津	21.6	▲9.4	94.8	28.8	▲15.2	54.8	21.8	▲8.6	80.6	2.5	▲10.5	105.8
	河北	125.5	▲12.7	83.9	147.5	▲13.9	25.5	128.3	▲9.8	80.4	10.1	▲12.7	61.0
	上海	22.0	▲13.7	112.2	36.5	▲17.5	80.9	23.9	▲10.0	114.3	4.5	▲12.9	93.7
	江蘇	92.5	▲14.8	89.8	121.4	▲17.5	52.0	112.8	▲11.9	86.1	14.0	▲12.9	66.4
	浙江	59.3	▲13.3	99.6	69.9	▲18.0	65.1	74.6	▲11.4	90.5	10.4	▲12.5	73.6
	広東	71.5	▲14.8	62.1	109.9	▲16.9	53.1	170.1	▲12.0	85.8	20.4	▲13.3	60.1
	福建	36.5	▲7.0	116.3	40.9	▲8.6	25.2	65.2	▲6.3	130.0	8.9	▲8.4	77.2
	山東	160.1	▲14.9	84.2	146.0	▲16.1	31.7	177.4	▲12.0	70.4	15.3	▲13.3	63.5
東北部	海南	4.2	34.9	187.1	9.8	22.3	86.8	20.4	0.0	104.7	2.3	0.0	101.3
	遼寧	104.7	▲10.7	115.6	88.0	▲13.7	46.2	124.7	▲9.2	95.3	10.0	▲11.0	74.3
	吉林	40.6	▲2.7	315.3	54.2	▲6.9	53.5	76.1	▲8.8	99.2	5.3	▲10.5	64.9
中部	黒竜江	50.3	▲2.0	232.9	73.0	▲3.1	6.0	147.3	▲8.6	118.8	8.5	▲10.4	69.2
	山西	127.6	▲11.3	112.4	106.9	▲13.9	48.2	45.8	▲9.6	93.9	5.2	▲12.2	55.3
	安徽	50.5	▲6.1	111.8	82.0	▲9.8	50.9	90.3	▲7.2	100.3	10.1	▲9.9	78.5
	江西	54.9	▲7.5	81.5	54.2	▲6.9	28.9	73.2	▲5.8	94.3	8.5	▲9.8	61.5
	河南	126.9	▲11.9	108.5	135.6	▲14.7	10.4	133.5	▲9.9	87.1	13.6	▲12.6	58.6
	湖北	63.7	▲8.3	165.7	58.6	▲7.2	40.9	104.1	▲7.4	79.1	12.0	▲9.7	62.1
西部	湖南	65.1	▲8.3	116.6	55.0	▲9.0	29.1	124.4	▲7.2	95.3	15.3	▲9.8	71.0
	内モンゴ	134.4	▲3.8	72.1	123.8	▲5.8	▲83.5	85.9	▲6.7	93.7	4.9	▲9.7	64.3
	広西	52.7	▲7.9	221.3	41.1	▲8.8	▲134.3	74.6	▲7.6	77.6	7.7	▲8.7	47.6
	重慶	56.6	▲7.1	141.8	35.6	▲6.9	75.9	39.5	▲7.2	111.5	5.1	▲8.8	75.2
	四川	84.4	▲9.0	132.2	57.7	▲6.9	▲10.1	123.1	▲7.0	99.3	13.3	▲8.6	68.7
	貴州	106.2	▲8.6	175.6	44.5	▲9.8	▲133.1	32.7	▲6.0	94.8	3.7	▲7.7	67.7
	雲南	67.6	▲4.0	145.2	49.0	▲5.8	▲12.6	52.9	▲6.2	48.0	5.5	▲8.1	39.1
	チベット	0.4	0.0	95.0	3.8	0.0	83.7	2.7	0.0	104.8	0.3	0.0	100.0
	陝西	87.3	▲7.9	189.3	69.0	▲9.9	9.4	52.7	▲7.6	117.3	5.8	▲9.8	77.6
	甘肅	63.4	2.0	682.3	40.7	▲3.1	▲175.9	37.6	▲6.4	89.0	3.9	▲8.9	106.4
青海	18.3	16.7	201.1	13.4	15.3	108.2	12.3	18.0	203.2	1.1	15.0	193.1	
寧夏	36.9	▲3.6	▲48.6	39.8	▲4.9	▲94.7	22.6	▲6.0	125.7	1.7	▲8.0	82.4	
新疆	63.1	0.0	92.9	58.8	0.0	71.7	56.9	0.0	99.2	4.1	0.0	98.5	

(注) 青の網掛け、太字は2013年時点で目標を達成した地域、赤の網掛け、白の斜字は達成率が60%を下回っている地域。

(資料) 「第12次5カ年計画における省エネルギー・汚染物質排出削減に関する総合計画」、環境保護部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 2. 強化される環境対策

### (1) 汚染防止行動計画

#### ①大気汚染防止行動計画

中国の環境改善は5カ年計画に基づき、着実に進展してきたはずであったが、2013年初頭に北京市を含む広範な地域でPM2.5による激しい大気汚染が発生した。健康被害のみならず、高速道路の閉鎖、航空便の欠航、高速鉄道の運行停止など交通面でも大きな障害が起こり、中国における環境問題の深刻度を世界的に印象付ける結果となった。

こうした事態に直面して、政府は環境対策強化に踏み切り、2013年9月に大気汚染

防止行動計画を公表した（第3表）。具体的目標として、2017年までに2012年比で、①地级以上の都市<sup>(注2)</sup>におけるPM10濃度を▲10%以上低下させるとともに大気が良い状態の日数を毎年増加させること、②PM2.5濃度を京津冀（北京・天津・河北）経済圏で▲25%、長江デルタで▲20%、珠江デルタで▲15%低下させ、とくに北京市では年平均で約60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に抑制すること——が設定された（第2図）。

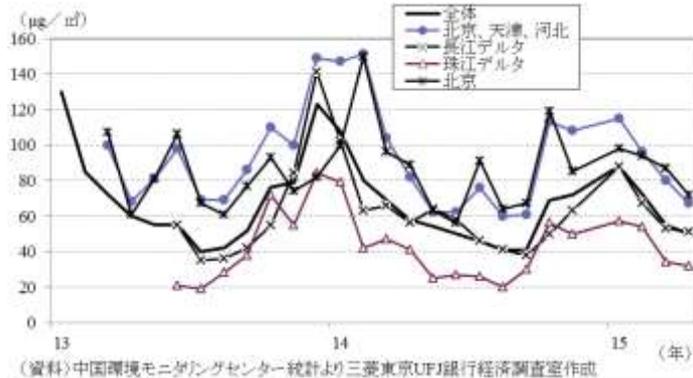
（注2）中国の行政区分は省級（第1級行政区）、地級（第2級行政区）、県級（第3級行政区）、郷級（第4級行政区）の4段階に分かれる。

第3表：大気汚染防止行動計画の概要

具体的目標																					
①	<table border="1"> <tr> <td>地级以上の都市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>PM10濃度を▲10%以上低下</li> <li>大気が良い状態の日数を毎年増加</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>PM2.5濃度           <ul style="list-style-type: none"> <li>京津冀(北京・天津・河北)経済圏: ▲25%、長江デルタ: ▲20%、珠江デルタ: ▲15%</li> <li>北京市: 年平均で60<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>に抑制</li> </ul> </td> </tr> </table>	地级以上の都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>PM10濃度を▲10%以上低下</li> <li>大気が良い状態の日数を毎年増加</li> </ul>	②	PM2.5濃度 <ul style="list-style-type: none"> <li>京津冀(北京・天津・河北)経済圏: ▲25%、長江デルタ: ▲20%、珠江デルタ: ▲15%</li> <li>北京市: 年平均で60<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>に抑制</li> </ul>																
地级以上の都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>PM10濃度を▲10%以上低下</li> <li>大気が良い状態の日数を毎年増加</li> </ul>																				
②	PM2.5濃度 <ul style="list-style-type: none"> <li>京津冀(北京・天津・河北)経済圏: ▲25%、長江デルタ: ▲20%、珠江デルタ: ▲15%</li> <li>北京市: 年平均で60<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>に抑制</li> </ul>																				
対策																					
①	<table border="1"> <tr> <td>汚染物質の排出削減</td> <td>           石炭ボイラー           <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の石炭ボイラーは毎時換算蒸発量10トン未満は廃棄、同20万トン未満は新設禁止。</li> <li>石炭火力発電所、鉄鋼業、石油精製業、非鉄金属精錬では、毎時換算蒸発量20トン以上の石炭燃焼ボイラーには脱硫装置設置義務化。</li> </ul>           自動車用燃料           <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年末まで: 「国4」ガソリン</li> <li>2014年末まで: 「国4」ディーゼル油</li> <li>2015年末まで: 沿海部工業地帯の大都市圏で「国5」ガソリン、ディーゼル油</li> <li>2017年末まで: 全国で「国5」ガソリン、ディーゼル油</li> </ul>           排ガス基準を達成していない車           <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年: 2005年末までに登録した営業用車および京津冀、長江デルタ、珠江デルタの500万台を廃棄。</li> <li>2017年: 全国でほぼ廃棄。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>産業構造調整と産業高度化           <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー多消費・環境負荷型産業の参入条件を改訂し、資源エネルギーの節約と汚染物質排出などの指標を明確化。</li> <li>旧式生産設備廃棄               <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年: 鋼鉄、セメントなど21重点業種の第12次5カ年計画に基づく旧式生産設備廃棄を1年繰り上げ達成。</li> <li>2015年: 製鉄1,500万トン、製鋼1,500万トン、セメント1億トン、板ガラス2,000万重量箱を追加廃棄。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>企業の技術改造とイノベーション能力の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年: 鉄鋼、セメント、化学、石油化学、非鉄金属精錬などの重点業種でグリーン生産審査を実施、重点業種の主要大気汚染物質の排出量を2012年比▲30%以上削減。</li> <li>2017年: 工業付加価値当たりエネルギー消費量を2012年比▲20%削減、50%以上の国家レベル工業団地と30%以上の省レベル工業団地で鉄鋼・非鉄の循環再生比率を40%前後に引き上げ。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>エネルギー構造調整とクリーンエネルギー拡大           <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年: エネルギー消費量に占める石炭のシェアを65%以下に引き下げ。</li> <li>2015年まで: 天然ガス幹線パイプラインを輸送能力で1,500億<math>\text{m}^3</math>以上新設。</li> <li>2017年まで: 原子力発電ユニットの設備容量を5,000万キロワットに拡大し、非化石エネルギーの消費比率を13%に引き上げ。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>市場参入条件の厳格化           <ul style="list-style-type: none"> <li>重要プロジェクトは、原則として最適開発区と重点開発区に配置。新設、改造、拡張のプロジェクトは全て環境アセスメント実施。沿海工業地帯ではより高い省エネ・環境保護水準要求。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>市場メカニズムの導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブと規制を組み合わせた新たな排出削減メカニズムを積極推進。               <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の「トップランナー」制度を確立し、省エネ・環境保護水準が高い先進企業を報奨。</li> <li>汚染物質排出権の有償使用と取引実証試験を推進。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>法整備と法に従った厳格な管理監督           <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法改正を急ぎ、総量規制、汚染物質排出許可、緊急予報警報、法的責任などを重点的に整備し、汚染企業・責任者への刑事責任を追及する内容を増やし、罰則強化を検討。</li> <li>環境公益訴訟制度を整備。環境税法の起草を検討し、環境保護法改正、自動車汚染防止条例と汚染物質排出許可証管理条例を早期に制定。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>地域協力メカニズムの構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>中央政府と各地方政府は大気汚染防止目標責任書に署名し、目標を地方政府と企業に配分して実行。重点地域のPM2.5指標を必達目標とし、責任評価体系を構築し、評価対象とするとともに、未達の場合の責任を厳しく追及。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>監視、警報、緊急体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年までに沿海工業地帯で、2015年までにその他の地域で重度汚染を招く天候に対する監視、警報体制の構築を完遂。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>政府、企業、社会の責任の明確化           <ul style="list-style-type: none"> <li>各地方政府は地域の大气の質に対して全責任を負い、国全体の対策と規制目標に従って、地域内の実施細則を定め、必要な措置と各年の規制指標を確定し、政策の措置を整備するとともに、社会に向けて公表。</li> </ul> </td> </tr> </table>	汚染物質の排出削減	石炭ボイラー <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の石炭ボイラーは毎時換算蒸発量10トン未満は廃棄、同20万トン未満は新設禁止。</li> <li>石炭火力発電所、鉄鋼業、石油精製業、非鉄金属精錬では、毎時換算蒸発量20トン以上の石炭燃焼ボイラーには脱硫装置設置義務化。</li> </ul> 自動車用燃料 <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年末まで: 「国4」ガソリン</li> <li>2014年末まで: 「国4」ディーゼル油</li> <li>2015年末まで: 沿海部工業地帯の大都市圏で「国5」ガソリン、ディーゼル油</li> <li>2017年末まで: 全国で「国5」ガソリン、ディーゼル油</li> </ul> 排ガス基準を達成していない車 <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年: 2005年末までに登録した営業用車および京津冀、長江デルタ、珠江デルタの500万台を廃棄。</li> <li>2017年: 全国でほぼ廃棄。</li> </ul>	②	産業構造調整と産業高度化 <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー多消費・環境負荷型産業の参入条件を改訂し、資源エネルギーの節約と汚染物質排出などの指標を明確化。</li> <li>旧式生産設備廃棄               <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年: 鋼鉄、セメントなど21重点業種の第12次5カ年計画に基づく旧式生産設備廃棄を1年繰り上げ達成。</li> <li>2015年: 製鉄1,500万トン、製鋼1,500万トン、セメント1億トン、板ガラス2,000万重量箱を追加廃棄。</li> </ul> </li> </ul>	③	企業の技術改造とイノベーション能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年: 鉄鋼、セメント、化学、石油化学、非鉄金属精錬などの重点業種でグリーン生産審査を実施、重点業種の主要大気汚染物質の排出量を2012年比▲30%以上削減。</li> <li>2017年: 工業付加価値当たりエネルギー消費量を2012年比▲20%削減、50%以上の国家レベル工業団地と30%以上の省レベル工業団地で鉄鋼・非鉄の循環再生比率を40%前後に引き上げ。</li> </ul>	④	エネルギー構造調整とクリーンエネルギー拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年: エネルギー消費量に占める石炭のシェアを65%以下に引き下げ。</li> <li>2015年まで: 天然ガス幹線パイプラインを輸送能力で1,500億<math>\text{m}^3</math>以上新設。</li> <li>2017年まで: 原子力発電ユニットの設備容量を5,000万キロワットに拡大し、非化石エネルギーの消費比率を13%に引き上げ。</li> </ul>	⑤	市場参入条件の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>重要プロジェクトは、原則として最適開発区と重点開発区に配置。新設、改造、拡張のプロジェクトは全て環境アセスメント実施。沿海工業地帯ではより高い省エネ・環境保護水準要求。</li> </ul>	⑥	市場メカニズムの導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブと規制を組み合わせた新たな排出削減メカニズムを積極推進。               <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の「トップランナー」制度を確立し、省エネ・環境保護水準が高い先進企業を報奨。</li> <li>汚染物質排出権の有償使用と取引実証試験を推進。</li> </ul> </li> </ul>	⑦	法整備と法に従った厳格な管理監督 <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法改正を急ぎ、総量規制、汚染物質排出許可、緊急予報警報、法的責任などを重点的に整備し、汚染企業・責任者への刑事責任を追及する内容を増やし、罰則強化を検討。</li> <li>環境公益訴訟制度を整備。環境税法の起草を検討し、環境保護法改正、自動車汚染防止条例と汚染物質排出許可証管理条例を早期に制定。</li> </ul>	⑧	地域協力メカニズムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>中央政府と各地方政府は大気汚染防止目標責任書に署名し、目標を地方政府と企業に配分して実行。重点地域のPM2.5指標を必達目標とし、責任評価体系を構築し、評価対象とするとともに、未達の場合の責任を厳しく追及。</li> </ul>	⑨	監視、警報、緊急体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年までに沿海工業地帯で、2015年までにその他の地域で重度汚染を招く天候に対する監視、警報体制の構築を完遂。</li> </ul>	⑩	政府、企業、社会の責任の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>各地方政府は地域の大气の質に対して全責任を負い、国全体の対策と規制目標に従って、地域内の実施細則を定め、必要な措置と各年の規制指標を確定し、政策の措置を整備するとともに、社会に向けて公表。</li> </ul>
	汚染物質の排出削減	石炭ボイラー <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の石炭ボイラーは毎時換算蒸発量10トン未満は廃棄、同20万トン未満は新設禁止。</li> <li>石炭火力発電所、鉄鋼業、石油精製業、非鉄金属精錬では、毎時換算蒸発量20トン以上の石炭燃焼ボイラーには脱硫装置設置義務化。</li> </ul> 自動車用燃料 <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年末まで: 「国4」ガソリン</li> <li>2014年末まで: 「国4」ディーゼル油</li> <li>2015年末まで: 沿海部工業地帯の大都市圏で「国5」ガソリン、ディーゼル油</li> <li>2017年末まで: 全国で「国5」ガソリン、ディーゼル油</li> </ul> 排ガス基準を達成していない車 <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年: 2005年末までに登録した営業用車および京津冀、長江デルタ、珠江デルタの500万台を廃棄。</li> <li>2017年: 全国でほぼ廃棄。</li> </ul>																			
	②	産業構造調整と産業高度化 <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー多消費・環境負荷型産業の参入条件を改訂し、資源エネルギーの節約と汚染物質排出などの指標を明確化。</li> <li>旧式生産設備廃棄               <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年: 鋼鉄、セメントなど21重点業種の第12次5カ年計画に基づく旧式生産設備廃棄を1年繰り上げ達成。</li> <li>2015年: 製鉄1,500万トン、製鋼1,500万トン、セメント1億トン、板ガラス2,000万重量箱を追加廃棄。</li> </ul> </li> </ul>																			
	③	企業の技術改造とイノベーション能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年: 鉄鋼、セメント、化学、石油化学、非鉄金属精錬などの重点業種でグリーン生産審査を実施、重点業種の主要大気汚染物質の排出量を2012年比▲30%以上削減。</li> <li>2017年: 工業付加価値当たりエネルギー消費量を2012年比▲20%削減、50%以上の国家レベル工業団地と30%以上の省レベル工業団地で鉄鋼・非鉄の循環再生比率を40%前後に引き上げ。</li> </ul>																			
	④	エネルギー構造調整とクリーンエネルギー拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年: エネルギー消費量に占める石炭のシェアを65%以下に引き下げ。</li> <li>2015年まで: 天然ガス幹線パイプラインを輸送能力で1,500億<math>\text{m}^3</math>以上新設。</li> <li>2017年まで: 原子力発電ユニットの設備容量を5,000万キロワットに拡大し、非化石エネルギーの消費比率を13%に引き上げ。</li> </ul>																			
	⑤	市場参入条件の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> <li>重要プロジェクトは、原則として最適開発区と重点開発区に配置。新設、改造、拡張のプロジェクトは全て環境アセスメント実施。沿海工業地帯ではより高い省エネ・環境保護水準要求。</li> </ul>																			
	⑥	市場メカニズムの導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブと規制を組み合わせた新たな排出削減メカニズムを積極推進。               <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の「トップランナー」制度を確立し、省エネ・環境保護水準が高い先進企業を報奨。</li> <li>汚染物質排出権の有償使用と取引実証試験を推進。</li> </ul> </li> </ul>																			
	⑦	法整備と法に従った厳格な管理監督 <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法改正を急ぎ、総量規制、汚染物質排出許可、緊急予報警報、法的責任などを重点的に整備し、汚染企業・責任者への刑事責任を追及する内容を増やし、罰則強化を検討。</li> <li>環境公益訴訟制度を整備。環境税法の起草を検討し、環境保護法改正、自動車汚染防止条例と汚染物質排出許可証管理条例を早期に制定。</li> </ul>																			
	⑧	地域協力メカニズムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>中央政府と各地方政府は大気汚染防止目標責任書に署名し、目標を地方政府と企業に配分して実行。重点地域のPM2.5指標を必達目標とし、責任評価体系を構築し、評価対象とするとともに、未達の場合の責任を厳しく追及。</li> </ul>																			
	⑨	監視、警報、緊急体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>2014年までに沿海工業地帯で、2015年までにその他の地域で重度汚染を招く天候に対する監視、警報体制の構築を完遂。</li> </ul>																			
⑩	政府、企業、社会の責任の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>各地方政府は地域の大气の質に対して全責任を負い、国全体の対策と規制目標に従って、地域内の実施細則を定め、必要な措置と各年の規制指標を確定し、政策の措置を整備するとともに、社会に向けて公表。</li> </ul>																				

（資料）中国国务院「大気汚染防止行動計画に関する通知」等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2図：各地のPM2.5濃度

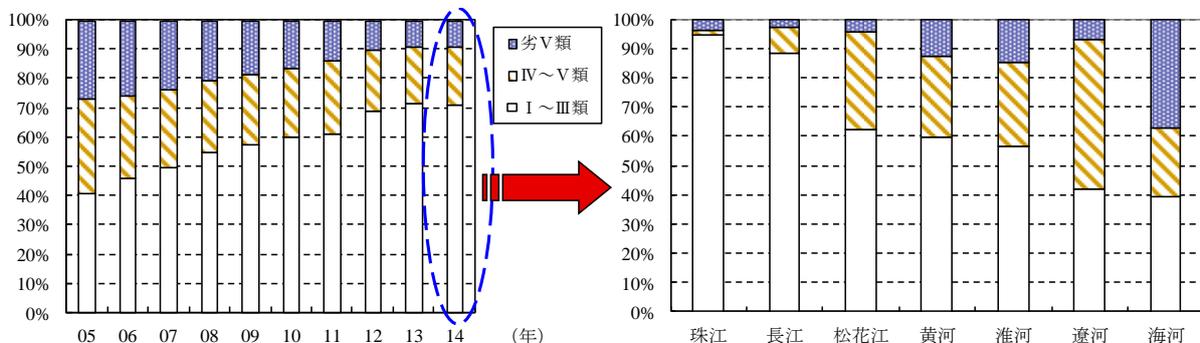


その実現のための具体策として、①排出源となる石炭ボイラー、ガソリン、老朽車への規制強化、②鉄鋼、セメントなど重点業種における設備廃棄量の追加、③地方政府に対し、PM2.5を含む大気汚染対策の目標達成に対する責任評価体系の構築——などが挙げられており、引き続き、地方政府による行政的手法が主体となっている。ただし、それにとどまらず、エコ企業への優遇と汚染者負担という形でのインセンティブと規制を組み合わせた管理システム、環境コストの価格転嫁など、市場メカニズムを活用した経済的手法も盛り込まれている。国民参加も強調され、情報公開の拡充に基づく社会からの監視強化、環境公益訴訟制度導入などモニタリング面のみならず、エコ教育を通じて、節約や環境に優しい消費・生活習慣を促している。

## ②水質汚染防止行動計画

PM2.5問題を契機に大気汚染について本格化した環境対策強化の動きは水質汚染にも波及した。環境保護部の統計によれば、中国の河川の水質は改善に向かってきたとはいえ、近年は足踏み状態である。2014年時点では、7大水系のうち、珠江、長江は良好といえるが、他の5水系では飲用水に耐える水質のシェアが40～60%にとどまり、なかでも海河（北京市、天津市、河北省を流れる）は劣V類（使用に適さず、触れるのも危険）のシェアが37.5%と依然として高い（第3図）。

第3図：中国の7大水系の水質



そこで、2015年4月、環境保護部は大気汚染防止行動計画に続いて、水質汚染防

止行動計画を公表した（第4表）。大気汚染防止行動計画では2017年までの目標設定であるのに対して、水質汚染防止行動計画は、①7大水系における水質Ⅲ類以上の水質（生活飲用水）のシェアを2020年までに70%以上、2030年まで75%以上、②汚染水域を2020年までに地級以上の都市で10%以下、2030年までに都市全体でゼロ、③集中式飲用水水源における水質Ⅲ類以上のシェアを2020年までに地級以上の都市で93%以上、2030年までに都市全体で約95%——など2段階に分けた長期目標が設定されている。

第4表：水質汚染防止行動計画の概要

主要目標		
①	2020年まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>7大水系における水質Ⅲ類以上:70%以上</li> <li>地級以上の都市における汚染水域:10%以下</li> <li>地級以上の都市における集中式飲用水水源における水質Ⅲ類以上:93%以上</li> <li>全国の地下水における劣悪な水質:約15%</li> <li>沿岸海域における優良な水質(Ⅰ、Ⅱ類):約70%</li> <li>劣Ⅴ類:京津冀では2014年比15%ポイント引き下げ、長江デルタ、珠江デルタではゼロへ。</li> </ul>
	2030年まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>7大水系における水質Ⅲ類以上:75%以上</li> <li>都市における汚染水域:ゼロ</li> <li>都市における集中式飲用水水源における水質Ⅲ類以上:約95%</li> </ul>
対策		
①	汚染物質の排出削減	工業部門
		<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年末まで:水質汚染につながる10産業(製紙、皮革、染色、染料、コークス、硫黄、製油、砒素、めっき、農業)における小規模生産設備の閉鎖。</li> <li>10大重点業種(製紙、コークス、アンモニア肥料、非鉄金属、染色、食品加工、原料薬製造、皮革、農業、めっき)に対し、クリーン生産のための技術改造。</li> <li>2017年まで:工業パークは自動オンラインモニタリング装置を装備した污水集中処理施設を建設(京津冀、長江デルタ、珠江デルタなどは2016年末まで)。</li> </ul>
		生活部門
②	構造調整と産業高度化	生活部門
		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年末まで:既存の都市污水処理施設は、その土地の事情に適した改造を施し、排出標準・再生利用の要求に応える。</li> <li>2020年末まで:地級以上の都市での汚泥無害化処理率90%以上</li> </ul>
		農業部門
③	水資源の節約・保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年末までに、家禽養殖禁止区域を設定(区域内の家禽養殖は閉鎖・移転)、家禽養殖場には汚染防止設備を完備。</li> <li>安全性の高い農薬使用の普及。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>劣後生産能力淘汰の加速、環境を考慮した参入条件の厳格化。</li> <li>産業配置の最適化</li> <li>七大重点流域沿岸では、石油加工、化学、製薬、化学繊維、非鉄金属、紡績、染色などを厳格管理。</li> <li>都市の鉄鋼、非鉄、製紙、原料薬、染色、化学など高汚染型企業は移転・改造・閉鎖。</li> </ul>
④	科学技術による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年まで:全国の年間用水総量を6,700m<sup>3</sup>以下に抑制、GDP(▲35%)および工業付加価値(▲30%)の1万円当たりの用水量を2013年比削減。</li> <li>飲用水浄化、節水、水汚染防止及びリサイクル等、先進技術の普及。</li> <li>廃水処理、海水の淡水化、飲用水中の微量有毒物質の処理、地下水汚染修復などの技術の研究開発加速。</li> <li>環境保護産業の発展推進。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>価格・税・費用改革</li> <li>合理的な水道料金制度の導入</li> <li>污水処理や汚染物質排出費、水資源費の引き上げ</li> <li>資金ルートの多様化:民間資本の導入、政府資金の投入増加。</li> </ul>
⑤	市場メカニズムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境法に従った厳格な管理監督</li> <li>水質汚染防止を始めとする関連法整備の加速</li> <li>取締りの強化:汚染物質の排出量が基準を超えた企業には「イエローカード」を出し、生産停止と改善を命じ、改善が見られなければ「レッドカード」を出し、強制的に閉鎖。問題企業のリストを2016年から定期的に公表。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理の強化</li> <li>水質目標を明確化し、未達の場合は達成計画を策定し、目標を実現。</li> <li>2015年末まで:汚染物質排出権の有償使用と取引実証試験を推進。</li> </ul>
⑥	環境法の従った厳格な管理監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の保障</li> <li>2016年以降:地方政府は水質をモニタリングし、地級以上の都市では飲用水の安全状況を四半期毎に公表。</li> <li>2018年以降:県級以上の都市で飲用水の安全状況を公表。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>責任の明確化</li> <li>2015年末まで:各地方政府は重点課題と年度目標を含む水質汚染防止計画を策定・公表。</li> <li>中央政府と各地方政府は水質汚染防止目標責任書に署名し、目標を配分して責任を持って実行。毎年、行動計画の実施状況を審査し、結果を公表、幹部の総合評価の重要項目とする。</li> </ul>
⑦	環境管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民参加と社会の監督</li> <li>地方政府は水質に関して定期的に情報公開。</li> <li>環境通報ホットラインや環境公益訴訟などを通じて社会による監督を強化。</li> </ul>

(資料)中国国務院「水質汚染防止行動計画に関する通知」等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

大気汚染防止行動計画同様、対策は 10 項目にまとめられており、①工業・生活・農業の各部門別の汚染物質の排出削減、②重化学工業の産業配置の最適化、③水資源の節約、④違反企業の取り締まり、⑤通報ホットラインや環境公益訴訟を通じた社会の監視——などが盛り込まれた。

## (2) 環境保護法改正

環境保護対策強化の流れのなかで、2014 年 4 月 24 日には環境保護法の改正案が可決され、2015 年から施行となった。1989 年の制定以来初の改正であり、2011 年に改正が俎上に上がって以来、4 回の審議、2 回の意見公募が重ねられた。一時は、環境保護への取り組みが後退しかねないような改正案も出たが、最終的には、環境意識を高める国民の声に沿ったものに落ち着いた。

その特長は第一に、政府の権限と責任の強化である。県級以上の政府の環境保護部門は汚染物質を排出している施設・設備の封印・差し押さえが可能となる。一方、環境保護目標責任制及び審査評価制度の下で、県級以上の政府は環境保護目標達成状況を自らの環境保護監督管理部門及び下位の地方政府の評価における重要項目に据え、結果を公表しなければならないこととなった。

第二に、違反企業に対する罰則の強化である。①汚染物質排出に関わる違反企業に対して是正するまで毎日の罰金、② (a) 環境アセスメント、(b) 汚染物質排出、(c) 環境データの改ざん、(d) 禁止農薬の生産・使用——における責任者の拘留、③基準を超えた汚染物質排出を行った企業には生産制限・生産停止、悪質な場合には業務停止・閉鎖——などが明文化された。

第三に、国民による監視強化である。改正環境保護法では「第 5 章 情報公開と公衆参加 (53~58 条)」が新たに加わり、政府による違反企業の情報公開に加え、重点汚染物質排出事業者や環境アセスメントを要するプロジェクトの建設に対して情報公開と社会の監視を義務付け、さらに、国民の環境違反に対する通報権、一定の条件を満たす社会組織による公益訴訟権を認めることとした。

## 3. 環境保護強化の影響が大きい産業

### (1) 環境対応を促される自動車業界

#### ①環境基準を満たさない車は廃車へ

PM2.5 および NOx の主要排出源である自動車に対しては様々な規制がかけられるようになっている。まず、「黄標車」と呼ばれる現行の環境基準を満たさない車（すでに生産・販売停止）について淘汰が急がれている。「黄標車」は 3 年間で約 200 万台削減し、2013 年で 1,349 万台と台数としては自動車全体の 10.7%ながら、NOx 排出量では自動車全体の 52.4%、PM10 排出量では同 78.8%と圧倒的に環境負荷が高いためである。

2013 年 5 月に施行された商務部等 4 部門連名の「自動車強制廃車標準規定」に基づき、廃車措置の発動が可能となった。前掲第 3 表の通り、大気汚染防止行動計画に

基づけば、①2005年末までに登録した営業用車、②京津冀、長江デルタ、珠江デルタの500万台——については2015年まで、その他については2017年までが廃棄の期限となっている。

## ②自動車に対する規制も強化

ただし、「黄標車」でなくとも、自動車に対する規制は強まっており、購入規制を導入する地域が増えてきた。上海市は1994年にナンバープレートの競売による交付制度を導入したが、その際の主目的は交通渋滞回避であった。しかし、近年は排ガスによる環境悪化の抑制という新たな目的も加わり、2010年に北京市、2011年には貴陽市（貴州省）、2012年には広州市（広東省）、2013年には天津市、2014年には3月に杭州市（浙江省）、12月に深圳市（広東省）とナンバープレートを交付する台数に制限を設ける地方政府が相次いでいる。

走行制限も広がりつつある。北京市では2008年から平日にはナンバープレート末尾による規制が導入され、2014年からは天津市でも同様の規制が導入された。さらに、北京市は2014年から市外ナンバー車両に対して、中心部の走行には「乗り入れ許可証」の取得を義務付け、渋滞のピークとなる時間帯は走行自体を禁止とした。北京市でナンバープレートを取得できず、市外で車を購入する人々にも網をかけたことになる。深圳市でも、2014年末のナンバープレートによる購入規制に続き、2015年2月から市外ナンバーの乗用車（香港・マカオナンバーを除く）による平日ピーク時の走行が一部地域で禁止となり、違反者には罰金が科される。

## ③新エネルギー車は優遇

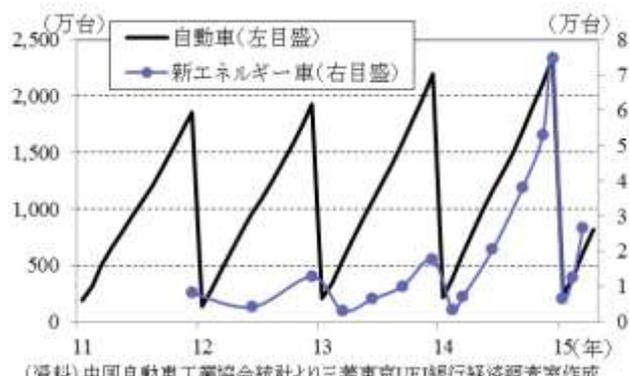
一方、新エネルギー車に対しては優遇策を通じた普及が推進されている。電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）を対象に2013年から購入補助金制度が導入され、EV、PHVについては徐々に減額されつつも、2020年までの支給が決定している（第5表）。加えて、2014年9月から2017年末にかけては購入税（10%）も免税となった。地方政府も中央政府とほぼ同水準の購入補助金を出しているところが多く、中央・地方政府の補助金と購入税免税を合計すると、標準的なEVの購入費用は外資系メーカーの中級セダン並みにまで低下するとの指摘もある。さらに、北京市では、2015年6月1日から2016年4月10日まで市内ナンバーのEVを通行規制から除外することも決定した。

第5表：新エネルギー車に対する購入補助金

	(万元)		
	電気自動車	プラグインハイブリッド車	燃料電池車
2013	3.5～6.0	3.5	20
2014	3.325～5.7	3.325	19
2015	3.15～5.4	3.15	18
2016	2.5～5.5	3	20
2017～18	2.0～4.4	2.4	20
2019～20	1.5～3.3	1.8	20

(資料) 中国財政部通知等より三菱東京UFJ銀行  
経済調査室作成

第4図：自動車販売台数の推移（月次累積ベース）



(資料) 中国自動車工業協会統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

自動車全体の販売台数が2014年には前年比+6.8%と伸び悩むなか、こうした振興策の効果により、新エネ車の販売台数は同+323.8%の7万4,763台まで増加した。もっとも、全体に占めるシェアは3.1%である。政府が2012年に発表した「省エネルギー・新エネルギー自動車産業発展計画（2012～2020年）」ではEVおよびPHVの累積販売台数を、2015年までに50万台に、2020年までに500万台に引き上げる目標が提起されているが、2015年3月までの累積販売台数は14万台にとどまっている。かねてより新エネ車の普及の遅れに伴い、補助金支給対象としてハイブリッド車を加えることを検討しているとの見方もあるが、地場メーカー主体の中国の新エネ車市場に外資系メーカーがEV投入を本格化させる兆しもあり、また、EV生産への異業種からの参入を促す規定も新設されているだけに、先行きは不透明となっている。

#### ④燃費基準も先進国並みへ

なお、「省エネルギー・新エネルギー自動車産業発展計画」は自動車の燃費基準についても目標を設定していた。それは各メーカーが1年間に販売した新車の平均燃費を2015年までに100km当たり6.9リットル、2020年までに同5.0リットルに向上させるというものである。2012年の平均燃費目標を基準とすれば、2015年では▲8%、2020年では▲33%の改善となり、2020年時点ではほぼ日米欧の目標水準に到達する。2015年基準については2013年時点で7割のメーカーが達成していたが、2020年基準については外資系メーカーでも達成が難しい水準といわれており、低燃費化に向けた技術革新に加え、新エネ車・省エネ車および小型車など相対的に低燃費の車種の販売シェアを高めざるを得ないとみられている。なお、2014年10月に工業・情報化部等5官庁は連名で、基準が達成できない場合は、企業名の公表に加え、生産の停止・制限などの罰則を科す旨発表した。

#### (2) 生産設備廃棄対象となる重点産業

前第11次5カ年計画期から中国では省エネルギーと環境保護を一体化し、エネルギー多消費型・環境負荷型産業に対する小型・旧式の生産設備の廃棄を進めており、

現行の第12次5カ年計画においても、鉄鋼、セメント等21重点業種に対し、廃棄すべき生産能力の総量が設定されている（第6表）。さらに、大気汚染防止行動計画に基づき、前掲第2表の通り、21重点業種の第12次5カ年計画に基づく旧式生産設備廃棄を2014年時点で1年繰り上げ達成、さらに2015年には製鉄1,500万トン、製鋼1,500万トン、セメント1億トン、板ガラス2,000万重量箱の追加廃棄が決定された。

第6表：政策に基づく生産能力の淘汰

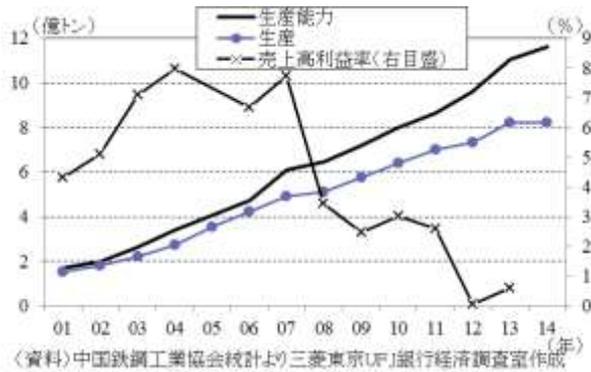
	過剰生産能力の淘汰	環境保護		
		第12次5カ年計画	大気汚染防止行動計画	水質汚染防止行動計画 <sup>(注)</sup>
		(2011～14年)	(2015年)	(2015～16年)
製鉄 (万トン)	6,788	4,800	1,500	
製鋼 (万トン)	7,537	4,800	1,500	
セメント (万トン)	56,954	37,000	10,000	
平板ガラス (万重量箱)	15,197	9,000	2,000	
コークス (万トン)	8,099	4,200		○
鉄合金 (万トン)	983	740		
カーバイド (万トン)	572	380		
電解アルミ (万トン)	160	90		
製紙 (万トン)	2,984	1,500		○
アルコール (万トン)	156	100		
化学調味料 (万トン)	52	18.2		
クエン酸 (万トン)	18	4.75		
銅精錬 (万トン)	256	80		
鉛精錬 (万トン)	308	130		
亜鉛精錬 (万トン)	86	65		
化学繊維 (万トン)	121	59		
染色 (億メートル)	94	55.8		○
皮革 (万枚)	2,949	1,100		○
鉛蓄電池 (万キロボルトアンペア時)	13,041	746		
白熱灯 (億個)		6		
電力 (万千瓦ワット)		2,000		

(注)この他に、染料、硫黄、製油、砒素、めっき、農業を含む10業種が小規模生産設備の閉鎖対象。

(資料)中国国務院「省エネルギー・汚染物質排出削減における第12次5カ年計画」等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

もともと、省エネ・環境保護の観点から設備廃棄の対象となった業種の多くは投資過剰の調整という側面からの設備廃棄の対象にもなっており、工業・情報化部が毎年、目標を設定し、個別の企業・設備まで特定して廃棄を促している。すなわち、投資過剰と環境悪化の両面から調整圧力を受けていることになる。にもかかわらず、地方政府は成長・雇用への悪影響を恐れて、地元企業の設備淘汰に及び腰で、中国全体としての構造調整は遅れていると指摘されている。確かに鉄鋼の例をみても、生産能力はペースこそ衰えたとはいえ、拡大が続き、過当競争による利益率の低迷が深刻化している（第5図）。とくに中小企業では全体としてはほぼ利益が出ていない状況にある（第7表）。

第5図：鉄鋼生産と利益率



第7表：鉄鋼メーカーの比較

	企業数(社)		損益額(億円)	
	大企業・中堅企業	中小企業	大企業・中堅企業	中小企業
06	74	6,999	1,447	151
07	71	7,087	846	152
08	68	7,941	554	82
09	77	11,709	881	45
10	77	12,066	875	51
11	80	10,147	16	20
12	86	14,297	229	1
13	88	14,538	304	▲4

(資料)中国鉄鋼工業協会統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

成長減速とも相まって需要が頭打ちになってきた今日、調整圧力は一段と厳しいものとならざるを得ない。2014年7月、工業・情報化部が公布した「一部過剰産業の生産能力置換実施弁法」は構造調整と環境保護の双方の要請に応えるため、2017年末までの時限立法として、鉄鋼、セメント、板ガラス、電解アルミの4業種について、新規投資に当たっては同規模の生産能力淘汰を前提とし、全体としての生産能力拡大を回避することとした。淘汰対象として計上できるのは工業・情報化部が2013年以降の淘汰リストに含まれた設備である。京津冀、長江デルタ、珠江デルタにおいては新規投資の1.25倍の淘汰量が要求され、その場合は、むしろ、全体としての生産能力は縮小となる。2014年11月に公布された「政府認可投資プロジェクトリスト(2014年版)」では、習近平政権の規制緩和方針に基づき、多くの投資プロジェクトが認可制から登録制に移行したなかでも、鉄鋼、セメント、板ガラス、電解アルミについては投資過剰業種として厳格な管理が明記されている。

鉄鋼以外でも過剰業種では、とくに中小企業の場合、利益が小さく、必然的に環境対策資金の余地も乏しい可能性が高い。従来は罰金額が小さく、環境整備コストを下回ることが環境法令違反を誘発していたと指摘されてきた。しかし、2015年から施行された環境保護法では、罰金を含め、罰則が大幅に強化され、また、違反に対して、国民の通報権およびNGOによる公益訴訟権が認められている。仮に環境コストを負担しない企業が着実に淘汰されるのであれば、環境改善のみならず、投資過剰が収まり、健全な競争条件が整うことにもなる。現時点では、環境保護部門ですら、法令違反の企業が多く、即時に全てを摘発するのは現実的ではないとの見方を示している。ただし、国民の環境意識は高まっており、環境を巡っては激しい抗議行動が増えているだけに、環境政策が地方政府の保護主義の下で進まなかった構造調整をも促す力になるような実効性を発揮し得るのか大いに注目される場所である。

#### 4. 不可欠となる環境対策への対応

深刻な大気汚染の発生を契機に中国の環境対策は大幅な強化に向かっている。これは、高成長期を終え、持続可能な安定成長への移行を目指す習近平政権下の中国のニューノーマル(新常态)の一つといえよう。懸案であった環境保護法は国民の環境意

識の高まりを反映した形で改正され、続いて、大気汚染防止法（1987年施行）も初の改正案が審議段階にあり、罰金の大幅な引き上げに加え、地方政府に車両通行規制の権限を与える条項までもが含まれ、論議を呼んでいる。また、大気汚染、水質汚染に続き、土壌汚染についても防止行動計画が早ければ年内に公布の見込みとなり、深刻な汚染地域の指定や修復のための具体策などが盛り込まれるといわれている。2015年5月には湖北省政府が中央政府に先行して、土壌汚染改善に対する罰則や修復責任を含む法案を省議会に提出したことが報じられた。

こうした相次ぐ環境規制の強化は中国事業を左右するファクターの一つとして重要度を増している。環境保護への取り組み強化によるコスト増は避けられず、また、外資系企業でも淘汰対象に含まれるケースや環境査察により処罰を受けるケースなどが増えている。一方、環境ビジネスチャンスも急拡大していることになる。「省エネルギー・汚染物質排出削減における第12次5カ年計画」では汚染物質排出削減を実現するために必要な投資額として8,160億元を見込んでいたが、防止行動計画における投資額の推計は大気汚染で1兆7,000億元、水質汚染で2兆元、土壌汚染防止に至っては5兆7,000億元にまで膨らんでいる。

環境政策の強化は日本の環境技術・製品へのニーズを高めるとの期待は大きいですが、中国政府は省エネ・環境保護産業における中国企業の育成に力を入れているうえ、未だ、品質よりも価格優先の色彩が濃いとの見方も根強い。中国企業との連携やオーバースペックの回避によるコストダウンなど、ユーザーとなる地方政府や企業が受け入れやすい方法を多角的かつ柔軟に模索する必要性が指摘されている。

すでに深刻な環境汚染を踏まえれば、今後、環境対策は一段と急速な進展が見込まれる。これに対して迅速な対応が不可欠のみならず、むしろ先取りするような形の環境配慮型経営が求められる時代に入ってきたといえよう。

以 上

(H27.6.17 萩原 陽子 youko\_hagiwara@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京UFJ銀行 経済調査室  
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。